

吹田市立千里第三小学校PTA規約

第1章 名称及び所在地

第 1 条 この会は吹田市立千里第三小学校PTA(昭和43年4月1日設立)という。

第 2 条 この会を吹田市立千里第三小学校内(大阪府吹田市千里山西2丁目13-1)におく。

第2章 目的及び活動

第 3 条 この会は、保護者と教職員とが協力して、家庭と学校と社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 保護者と教職員は児童の最善の利益を確保するように努める。
2. 児童の生活指導と福祉に関する協力。
3. 教育環境の整備と充実。
4. 公費で教育が充実するように努める。
5. その他前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

第3章 方針

第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなくまた営利を目的としない。
3. この会又は、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事及び管理に干渉しない。

第4章 会 員

第 6 条 この会の会員となることのできるものは、校長、教職員及び児童の保護者(父母またはそれに代わる者)とする。

第 7 条 この会の会員家庭は会費を納めるものとする。
会費は年5回の分割徴収で合計3000円とする。

第 8 条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第 9 条 この会の会員は吹田市PTA協議会の会員となる。

第5章 役 員

第 10 条 役員は会員の中から選出される。
ただし公選による公職者は役員になることはできない。

第 11 条 この会の役員は次のとおりとする。
会長1名・副会長2名から6名・書記2名(内教職員1名)・会計2名(内教職員1名)・補欠2名
役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補欠より補充する。
役員が補充されなかった場合は、委員履歴はつかない。

第 12 条 役員は総会に出席した会員より選出される。
その選出方法は細則で定める。

第 13 条 役員は4月1日から就任し任期を1年とする。
ただし再選を妨げない。

第 14 条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長はこの会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に差支えのある時はその代理をする。
3. 書記は会の記録を作成し、その庶務を掌理する。
4. 会計は会の財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
5. 役員は役員会を構成し、本会運営に必要な事項を審議する。
会長は必要に応じて役員会を招集しその議長となり、その決議は出席役員の過半数をもって決する。

第 15 条 役員候補者を推薦するために推薦委員会をおく。
推薦委員会の構成、運営などについては細則で定める。

第6章 会計監査委員

第 16 条 この会の経理を監査するために2名の会計監査委員をおく。
ただし公選による公職者は会計監査委員になることはできない。

第 17 条 会計監査委員は必要に応じて随時この会の経理監査を行い、その結果を運営委員会及び総会に報告する。

第 18 条 会計監査委員は4月1日から就任し任期を1年とする。

第 19 条 会計監査委員の選出及び会計監査委員候補者の選出については役員に関する規定を準用する。

第7章 校長及び教職員

第 20 条 校長・教頭及び教職員は、役員会、運営委員会、各種委員会並びにその他の会合に出席して意見を述べることができる。

第8章 総 会

第 21 条 総会は全会員家庭をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第 22 条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集し、その議長は会員より選出する。

第 23 条 総会は会員家庭の現在数の5分の1以上出席しなければ、その議事を審議し議決することができない。
但し委任状をもって出席に代えることができる。

第 24 条 総会の決議は出席会員家庭の過半数の同意によって行う。

第 24 条の2 非常事態等により総会の開催ができない場合、総会決議を書面ま

たは電磁的方法により行うことができる。この場合、会員家庭の現在数の5分の1以上の書面または電磁的方法による提出、かつ、提出された書面または電磁的方法による回答の過半数の同意があれば、当該議案は可決されたものとみなす。

第 25 条 総会の運営などについての詳細は細則で定める。

第9章 運営委員会

第 26 条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関である。その構成員は役員・校長・教頭・教職員委員会・学級委員会・校区安全委員会・環境美化委員会・イベント委員会・特別委員会の各代表とする。各委員会において立案された計画を討議承認し、各委員会の連絡調整をはかるほか、この会の運営に関する事項及び総会に提出する議案について協議する。

第 27 条 運営委員会は、会長が必要と認めるとき、または構成員の4分の1以上の者の請求があったときは開催するものとし、会長が招集しその議長となる。

第 28 条 運営委員会は、構成員の現在数の2分の1以上の出席者がなければ、その議事を審議し議決することができない。

第 29 条 運営委員会の議決は出席構成員の過半数の同意によって行う。

第 29 条の2 非常事態等により運営委員会の開催ができない場合、運営委員会の議決を書面または電磁的方法により行うことができる。この場合、構成員の現在数の2分の1以上の書面または電磁的方法による提出があり、かつ、提出された書面または電磁的方法による回答の過半数の同意があれば、当該議案は可決されたものとみなす。

第10章 委 員 会

第 30 条 この会に次の委員会を設ける。
1. 教職員委員会 2. 学級委員会 3. 校区安全委員会
4. 環境美化委員会 5. イベント委員会

委員会は委員により構成し、委員会運営に必要な事項を審議する。代表は必要に応じて委員会を招集しその議長となりその議決は出席者の過半数をもって決する。なお、この決議は書面により行うことができる。

第 31 条 前条に定められた各委員会の組織・運営などについては細則で定める。

第11章 経 理

第 32 条 この会の活動に要する経費は会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 33 条 この会の経理は総会において決議された予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 34 条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第12章 個人情報保護の取り扱い

第 35 条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「吹田市立千里第三小学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適切に運用するものとする。

第13章 細 則

第 36 条 この会の運営などに関する必要事項は、細則としてこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。
運営委員会は細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第14章 改 正

第 37 条 この規約は総会において出席会員家庭の3分の2(総会決議を書面により行う場合は提出された書面の3分の2)の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は総会開催の1週間前までに全会員家庭に知らせておかねばならない。

細 則

第1章 役員並びに会計監査委員

- 第 1 条 役員並びに会計監査委員の選出方法などにつき次のとおり定める。
1. 選挙委員会は、立候補と推薦候補によって役員並びに会計監査委員を選出するものとする。
 2. 選挙委員会は、12月末日までに次の方法によって選出され会長より委嘱された委員をもって構成する。
 - イ. 運営委員の中から互選により選出する。
 - ロ. 教職員の中から互選により1名選出する。
 3. 選挙委員会は、役員並びに会計監査委員の候補者にはなれない。
 4. 立候補
 - イ. 選挙委員会は、役員候補受付の告示を行い、会員から立候補者を公募する。
 - ロ. 立候補者が定数以内の場合は、総会にて会員家庭の過半数の同意を得るものとする。
 - ハ. 立候補者が定数を超える場合は、総会にて単記無記名投票を行い、各最高得票者を役員に選出するものとする。いずれも、PTA規約第24条に準ずる。
 - ニ. 役員または会計監査委員の選出につき投票するときは、選挙管理委員会をおく。
 - ホ. 選挙管理委員会は、会員家庭の中から互選により選出された5名の選挙管理委員(役員・会計監査委員・推薦委員を除く)をもって構成する。
5. 推薦候補
立候補および推薦候補をもって役員定数および補欠数に足りない場合は、会長が臨時総会または臨時委員会を設け、委員履歴のない会員から当該役員および補欠を選出する。
 6. 選挙委員会は、総会の1週間前までに、全会員家庭にその候補者名を通知する。
 7. 選挙委員会並びに選挙管理委員は、役員並びに会計監査委員が選出されたときにその任務を終了する。

第2章 総 会

- 第 3 条 定期総会は年2回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員家庭の5分の1以上の附議事項を明記して請求したときに開催する。

- 第 4 条 総会において審議する事項は次のとおりとする。
1. 年間活動計画及び活動報告
 2. 予算・決算の審議と承認
 3. 役員等の選出
 4. 規約の改正
 5. その他重要事項

第3章 委 員 会

- 第 5 条 教職員委員会は、吹田市立千里第三小学校に勤務する全教職員をもって構成する。教職員委員会は、教育目標の達成に向けて学年部等の校内研究組織を整え、研究実践を深め教育の充実を図る。
- 第 6 条 学級委員会は、この会の単位組織であり、この会の目的達成のため最も基礎となる組織である。学級委員会は、各学級における活動について会員家庭相互の理解と協力を深めると共に保護者と教職員の連絡及び児童の保健、衛生、会員家庭の福利厚生に関すること、その他学級固有の活動を行い、この会の発展に努める。学級委員会は、保護者の中から互選された各委員とその担任教員をもって構成する。委員の数に定数は設けない。
- 第 7 条 校区安全委員会は児童の安全確保および、校区における活動について会員相互の親和と協力をはかると共に行事や会合の連絡、他の委員会との協調その他校区の活動を行いこの会の発展に努める。校区安全委員会は、保護者の中から互選された委員で構成する。委員の数に定数は設けない。
- 第 8 条 環境美化委員会 心と身体の健康増進活動助成に関する業務を掌理する。各学級毎に保護者の中から1または2名互選された委員をもって構成する。
- 第 9 条 イベント委員会は、運営委員会にて、認定されたPTA主催のイベントについて、企画・運営等の業務を掌理する。保護者の中から互選された委員をもって構成する。

- 第 10 条 特別委員会は、運営委員会において特別な事項について必要があると認めるとき設けることができる。特別委員会は、運営委員会において決定し会長より委嘱された者をもって構成する。

- 第 11 条 各委員会は委員の互選により代表2名・補欠1名をそれぞれ選出する。ただし、運営委員会が必要と認められた場合、代表は3名まで、校区安全委員会の代表は4名まで選出することができる。ただし、他の委員会の委員を兼ねることはできない。

- 第 12 条 各委員会(特別委員会を除く)の代表・委員の任期は1年とする。また、一子一役制を原則とし、再任を妨げない。

- 第 13 条 前条に定める一子一役制の公正な運用を図るため「ポイント制」を施行する。「ポイント制」の具体的内容および運用方法については、運営委員会の議決により別途「千里第三小学校PTA委員・ポイント制ガイド」に定める。

- 第 14 条 各委員会の代表に欠員が生じたときは補欠が繰り上がりで代表となる。この場合、補欠の所属する学級において、新たに委員を選出する。ただし、イベント委員代表は公募により選出する。それ以外の理由により委員に欠員が生じたときにもその委員が所属する学級の中から後任者を選出する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。ただし各委員会の事情により、後任者が不要な場合、運営委員会の過半数の承認が得られれば後任者の選出を行わなくてもよい。

- 第 15 条 特別委員会の構成員はその任期が終了したときに解任される。

第4章 改 正

- 第 16 条 この細則は、運営委員会においてその構成員の3分の2以上の賛成がなければ制定・改廃することができない。

附 則

この規約及び細則は昭和43年6月23日から施行する。

昭和44年5月10日	規約一部改正。
昭和45年5月11日	規約及び細則一部改正。
昭和46年2月23日	規約及び細則一部改正。
昭和47年5月20日	規約及び細則一部改正。
昭和50年5月	規約及び細則一部改正。
昭和51年2月	細則一部改正。
昭和52年5月	規約一部改正。
昭和58年10月27日	規約及び細則一部改正。
昭和63年2月25日	規約一部改正。
平成元年2月18日	細則一部改正。
平成2年2月3日	細則一部改正。
平成3年1月14日	細則一部改正。
平成7年5月15日	規約及び細則一部改正。
平成11年3月15日	細則一部改正。
平成13年2月23日	規約及び細則一部改正。
平成15年6月8日	規約及び細則一部改正
平成16年2月19日	規約及び細則一部改正
平成17年2月17日	細則一部改正
平成19年4月6日	規約一部追記
平成20年2月22日	規約及び細則一部改正
平成21年2月20日	規約及び細則一部改正
平成22年3月5日	細則一部改正
平成23年2月25日	規約一部改正
平成24年1月11日	細則一部改正
平成26年2月28日	細則一部改正
平成28年2月26日	規約一部改正
平成28年3月14日	細則一部改正
平成29年2月25日	細則一部改正
平成29年5月19日	規約一部改正
平成30年5月18日	千三小PTA特別会計 設置・運用規則
平成30年7月10日	規約一部改正、個人情報取扱規則
令和元年7月11日	細則一部改正
令和元年12月12日	細則一部改正
令和2年2月27日	規約一部改正
令和2年7月10日	規約一部改正
令和3年2月25日	規約及び細則一部改正
令和4年3月8日	規約及び細則一部改正
令和5年2月22日	規約及び細則一部改正
令和5年5月20日	規約及び細則一部改正
令和5年6月8日	細則一部改正